

# 名寄市立大学図書館における国立国会図書館「図書館等向けデジタル化資料送信サービス」利用要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、名寄市立大学図書館が、国立国会図書館が提供する「図書館等向けデジタル化資料送信サービス」（以下「資料送信サービス」という。）の利用に関し、国立国会図書館資料利用規則（令和4年国立国会図書館規則第1号）及び図書館等向けデジタル化資料送信サービス利用条件（国立国会図書館令和5年6月1日）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (利用目的)

第2条 資料送信サービスは、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り利用することができる。

## (利用資格)

第3条 資料送信サービスを利用できる者は、名寄市立大学図書館利用規程（平成29年2月1日施行。以下「規程」という。）第8条第2項による図書館入館証又は学生証を交付された者及び第9条第2項により図書貸出カード又はIC付帯図書貸出カードの交付を受けた者とする。

## (利用時間)

第4条 資料送信サービスの利用時間は、規程第3条に定める時間とする。

## (サービスの休止)

第5条 資料送信サービスの休止は、規程第4条に定める休館日とする。

## (閲覧)

第6条 第3条に規定する者のうち、閲覧を希望しようとする者は、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用申込書（別記様式第1号。以下「利用申込書」という。）を名寄市立大学図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

2 館長は、前項に規定する利用申込書の提出があったときは、閲覧用の端末にログインし、閲覧可能とするものとする。

## (複写)

第7条 第3条に規定する者のうち、複写を希望しようとする者（以下「希望者」という。）は、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス複写申込書（別記様式第2号。以下「複写申込書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項に規定する複写申込書の提出があったときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項による複製であることを確認し、管理用の端末から複写を行うものとする。

3 前項に規定する複写に要する費用は、希望者の負担とし、実費相当額として次の各号に掲げる額とする。

- (1) モノクロ 片面1枚につき10円
- (2) カラー 片面1枚につき20円

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、資料送信サービスの利用に必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。